

I . 入札参加資格審査電子申請に必要な提出書類の提出期限及び、提出先 (1P)

II . 建設工事等の入札参加資格審査電子申請に必要な提出書類一覧表 (3P)

III . 測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査電子申請に必要な提出書類一覧表 (5P)

(追加申請用)

I . 入札参加資格審査電子申請に必要な提出書類の提出期限及び、提出先

① 追加申請期間	② 電子申請において別に提出すべき添付書類の到達期限	③ 認定時期
令和7年4月1日（火）～令和7年6月16日（月）	令和7年6月16日（月）	令和7年7月1日
令和7年6月17日（火）～令和7年7月15日（火）	令和7年7月15日（火）	令和7年8月1日
令和7年7月16日（水）～令和7年8月15日（金）	令和7年8月15日（金）	令和7年9月1日
令和7年8月16日（土）～令和7年9月16日（火）	令和7年9月16日（火）	令和7年10月1日
令和7年9月17日（水）～令和7年10月15日（水）	令和7年10月15日（水）	令和7年11月1日
令和7年10月16日（木）～令和7年11月17日（月）	令和7年11月17日（月）	令和7年12月1日
令和7年11月18日（火）～令和7年12月15日（月）	令和7年12月15日（月）	令和8年1月1日
令和7年12月16日（火）～令和8年1月15日（木）	令和8年1月15日（木）	令和8年2月1日
令和8年1月16日（金）～令和8年2月16日（月）	令和8年2月16日（月）	令和8年3月1日
令和8年2月17日（火）～令和8年3月16日（月）	令和8年3月16日（月）	令和8年4月1日

令和8年3月17日（火）～令和8年4月15日（水）	令和8年4月15日（水）	令和8年5月1日
令和8年4月16日（木）～令和8年5月15日（金）	令和8年5月15日（金）	令和8年6月1日
令和8年5月16日（土）～令和8年6月15日（月）	令和8年6月15日（月）	令和8年7月1日
令和8年6月16日（火）～令和8年7月15日（水）	令和8年7月15日（水）	令和8年8月1日
令和8年7月16日（木）～令和8年8月17日（月）	令和8年8月17日（月）	令和8年9月1日
令和8年8月18日（火）～令和8年9月15日（火）	令和8年9月15日（火）	令和8年10月1日

②の提出期限までに1部書類を提出ください。提出方法は持参又は郵送とし、郵送の場合、締切日の消印有効とします。また、複数部提出する必要はありません。

提出先：〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市企画部財政課 入札・検査係
（安芸高田市役所本庁第2庁舎2階）
TEL 0826-42-5623 FAX 0826-42-4376

Ⅱ．建設工事等の入札参加資格審査電子申請に必要な提出書類一覧表（電子申請）

番号	提出書類一覧表	申請者		注意事項等
		県内業者	県外業者	
1	送信完了 兼 受付表	○	○	・電子申請の最後の送信完了画面において印刷できる紙です。 提出書類の表紙として一番上に添付してください。
2	必要な経営事項審査の総合評定値通知書の写し	○	○	
3	国税通則法施行規則(昭和37年大蔵省令第28号)別紙第9号その3、その3の2、その3の3のいずれかによる納税証明書(消費税及び地方消費税に係るもの)又はその写し	○	○	・「電子納税証明書(消費税及び地方消費税に係るもの)の電子データを保存したCDを提出すれば不要。 ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されます。 ・納税証明書は、納税地を管轄する税務署で発行され、原則即時交付されます。(他の税務署では発行されません。) ・e-Taxを御利用の場合は、所轄の税務署にe-Taxを利用して納税証明書を交付請求することができ、窓口での待ち時間が短縮できます。 ・納税証明書は、証明手数料として交付請求書に400円(e-Taxで交付請求の場合370円)が必要です。 ・納税証明書(電子納税証明書も含む)についての問い合わせは、最寄りの税務署にしてください。 ・国税庁のページ(納税証明書の交付請求手続)を参照してください。 http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm
4	建設業許可申請書の写し	△	△	・更新手続中の場合のみ提出。 ・直近に申請した受付印のある建設業許可申請書(建設業法施行規則に定める別表様式第1号及び別表)の写し
5	安芸高田市税について滞納がないことを市長が証した書面(写し不可)	△	△	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・安芸高田市内に営業所等がないなどのため、安芸高田市に税金を納める必要のない場合には不要。 ・納税証明書は、証明手数料として350円が必要です。
6	委任状(代表取締役等から支店長などに対する委任事項を証した書面(写し不可)) 【様式第4号】	△	△	・安芸高田市との契約締結権限を有する営業所(一つだけ)への委任状を提出。
7	建設業労働災害防止協会加入証明書の写し	△	△	・加入している者のみ提出。 ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。
8	ISO14005準拠の制度における合格判定に係る合格証の写し	△	△	・広島県内の建設業法上の営業所等が、合格証を受けている者のみ提出。 ・経営事項審査の総合評定値通知書の「ISO14001の登録の有無」の欄に「有」と記載がある場合は評価を行いませんので、提出は不要です。
9	建設キャリアアップシステム(CCUS)にログイン後の「事業者情報」画面の写し	△	△	・建設キャリアアップシステム(CCUS)に事業者登録している場合のみ必要。 ・A4用紙一枚に事業者情報が収まるように印刷すること。
10	技能者一覧表【様式第5号】	△	△	・建設キャリアアップシステム(CCUS)に事業者登録している場合のみ必要。
11	登録技能労働者数が確認できる書類の写し	△	△	・建設キャリアアップシステム(CCUS)に事業者登録している場合のみ必要。 ・登録技能労働者数が確認できる書類
12	障害者雇用義務のある者:障害者雇用状況報告書(障害者の雇用割合が法定雇用率2.5%以上で	△	△	・県内業者のみが対象。(県外業者が県内の営業所で障害者を雇用していても、対象外。) ・雇用義務の有無を確認のうえ、欄外の「注1 障害者の雇用状況について」の要件を満たす場合のみ、提出書類を提出してください。

注1

	あること) の写し 雇用義務のない者:障害者の雇用状況を確認できる書類 (障害者手帳等) の写し			
13	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し 【広島県様式】	△	△	・県内業者のみが対象。(県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。) ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」により、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出してください。
14	協力雇用主登録証明書の写し 【広島県様式】	△	△	・県内業者のみが対象。(県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。) ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「協力雇用主登録証明書交付申請書兼証明書」により、広島保護観察所(TEL082-221-4651)が発行した証明書を提出してください。 ・<u>証明書発行の申請方法は、郵送のみです。(窓口での申請不可)</u> 交付申請書に必ず返信用封筒(宛先記入・110円切手貼付)を同封し、次の宛先まで郵送により申請してください。 〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-3 1 広島法務総合庁舎内 広島保護観察所 処遇部門 宛
15	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し	△	△	・県内業者のみが対象。(県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。) ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・証明書の発行については、公益財団法人暴力追放広島県民会議(TEL082-511-0110)にお問い合わせください。
16	一般社団法人日本造園建設業協会の実施する街路樹剪定士資格制度における街路樹剪定士の登録認定証の写し	△	△	・造園工事の入札参加資格を希望する者で登録を受けている技術者を有する者のみ提出。
17	110円切手	○	○	・資格認定通知に使用します。封筒の準備は必要ありません。

(○印は、提出が必須なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。)

(注意点)

注1 障害者の雇用状況について

雇用義務の有無	要件	提出書類
・障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者(以下「障害者」という。)を雇用する義務のある者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号)第9条に規定する障害者雇用率(2.5%)を達成した者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書(事業主控)の写し
・障害者を雇用する義務のない者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類(①②両方必要、ともに写しで可) ①本人の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳 ②本人の健康保険証等

Ⅲ. 測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査電子申請に必要な提出書類一覧表

番号	提出書類一覧表	申請者		注意事項等
		県内 業者	県外 業者	
1	送信完了 兼 受付票	○	○	・電子申請の最後の送信完了画面において印刷できる紙です。提出書類の表紙として一番上に添付してください。
2	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3のいずれかによる納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し	○	○	・「電子納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）」の電子データを添付すれば、不要。 ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・消費税及び地方消費税の免税事業者であっても、「納税証明書その3」は発行されます。 ・納税証明書は、納税地を所轄する税務署で発行され、原則即時交付されます。（他の税務署では発行されません。） ・e-Taxを御利用の場合は、所轄の税務署にe-Taxを利用して納税証明書を交付請求することができ、窓口での待ち時間が短縮できます。 ・納税証明書は、証明手数料として交付請求に400円（e-Taxで交付請求の場合370円）が必要です。 ・納税証明書（電子納税証明書も含む）についての問合せは、最寄りの税務署にしてください。 国税庁のページ（納税証明書の交付請求手続）を参照してください。 http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm
3	法人…直前1年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」 個人…直前1年の事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」	○	○	・「10」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。 ・資格審査申請書等を提出する日までに直前1年の事業年度の財務諸表の調製が完了していない場合は、直前1年の事業年度の前年度の財務諸表を提出。
4	法人……登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し	○	○	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「10」の現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、省略可。
5	安芸高田市の市税について滞納がないことを市長が証した書面（写し不可）	○	○	・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・安芸高田市内に営業所等がないなどのため、安芸高田市に税金を納める必要のない場合には不要。 ・納税証明書は、証明手数料として350円が必要です。
6	委任状（写し不可） 【様式第5号】	△	△	・安芸高田市との契約締結権限を有する営業所（一つだけ）への委任状を提出。
7	健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況を確認できる書類の写し（社会保険等に加入義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く）	△	△	・健康保険及び厚生年金保険 保険料を納付したことを証する書面、被保険者資格取得確認又は標準報酬決定通知書、被保険者報酬月額算定基礎届、その他健康保険及び厚生年金保険への加入が確認できる書類（年金事務所の収受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの） ・雇用保険 概算保険料又は確定保険料を納付したことを証する書面、労働保険概算・確定保険料申告書、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書、雇用保険被保険者証（被保険者のうち、測量及び建設コンサルタント等業務に従事する職員全員分）、その他雇用保険への加入が確認できる書類（労働局の収受印のあるもの）のいずれかの写し（いずれも直近1年間以内の日付のもの）

8	申出書 【様式第6号】	△	△	・社会保険等に参加義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合のみ提出。
9	測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書、司法書士登録証明書の写し	△	△	・それぞれの登録を受けており、システムの『希望業務入力』画面の「27 法令等の登録等の有無と登録等を受けている事業一覧」の欄にそれぞれ入力した場合に必要。 ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。
10	建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書の副本の写し	△	△	・土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務について、それぞれ国土交通大臣の定めた登録規程による登録業者であり、システムの『希望業務入力』画面の「27 法令等の登録等の有無と登録等を受けている事業一覧」の欄にそれぞれ入力した場合に必要。 ・この現況報告書の副本の写し（国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものに限る。）の提出があれば、希望業務実績調査、「4」の財務諸表等及び「5」の登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写しについては省略可。ただし、希望業務実績調査は、現況報告書に記載以外の分野のものは省略できないため、別途作成。
11	I S O9001の認証取得を示す登録証及び附属書の写し	△	△	・広島県内の登記簿上の本店、営業所、事業所等が認証を受けており、システムの『当初・基本情報入力』画面の「15 I S O9001取得有無」の欄で「あり」を選択した場合に必要。 ・<u>広島県内にある営業所が</u>、認証取得している者のみ提出。
12	C P D内訳書 【様式第7号】	△	△	・「13」～「15」の書類のいずれかを提出する場合に必要。
13	測量系C P D協議会の測量C P D制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について測量系C P D協議会が証する書面（協議会様式4（団体用））の写し	△	△	・学習単位を取得した技術者を<u>広島県内</u>の営業所等に有している者のみ提出。 ・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。 ・前年度及び前々年度…令和7年4月に申請する場合、R5. 4. 1～R7. 3. 31
14	建築C P D運営会議の建築C P D（継続能力／職能開発）情報提供制度における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の認定時間数について、建築C P D運営会議が証する書面（建築C P D運営会議様式3－3）の写し	△	△	・学習時間を認定された技術者を<u>広島県内</u>の営業所等に有している者のみ提出。 ・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。 ・前年度及び前々年度…令和7年4月に申請する場合、R5. 4. 1～R7. 3. 31
15	建設系C P D協議会加盟団体の継続教育制度（C P D）における県内の営業所に所属する技術者の前年度及び前々年度の学習単位数について当該団体が証する書面の写し	△	△	・学習単位を取得した技術者を<u>広島県内</u>の営業所等に有している者のみ提出。 ・安芸高田市の様式指定はありません。建設系C P D協議会に加盟する団体から、必要事項（氏名、期間、学習単位数）を確認できる証明書の交付を受け、提出してください。 ・証明書に所属する会社等が記載されていない場合は雇用関係を確認できる書類（健康保険証等）を添付してください。 ・前年度及び前々年度…令和7年4月に申請する場合、R5. 4. 1～R7. 3. 31
16	障害者雇用義務のある者：障害者雇用状況報告書（障害者の雇用割合が法定雇	△	△	・<u>県内業者のみが対象</u>。（県外業者が県内の営業所で障害者を雇用していても、対象外。） ・雇用義務の有無を確認のうえ、欄外の「注1 障害者の雇用状況について」の要件を満たす場合のみ、提出書類を提出してください。

	用率2.5%以上であること)の写し 雇用義務のない者：障害者の雇用状況を確認できる書類(障害者手帳等)の写し			注1
17	消防団協力事業所表示制度認定証明書の写し 【広島県様式】	△	△	・県内業者のみが対象。(県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。) ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「消防団協力事業所表示制度認定証明依頼書兼証明書」により、認定した各市町担当課が発行した証明書を提出してください。
18	協力雇用主登録証明書の写し 【広島県様式】	△	△	・県内業者のみが対象。(県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。) ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・「協力雇用主登録証明書交付申請書兼証明書」により、広島保護観察所(TEL082-221-4651)が発行した証明書を提出してください。 ・証明書の発行の申請方法は、郵送のみです。(窓口での申請不可) 交付申請書に必ず返信用封筒(宛先記入・110円切手貼付)を同封し、次の宛先まで郵送により申請してください。 〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-31広島法務総合庁舎内 広島保護観察所 処遇部門 宛
19	暴力団離脱者社会復帰支援事業協力事業所登録を証する書面の写し	△	△	・県内業者のみが対象。(県外業者が県内の営業所で認定を受けていても、対象外。) ・申請日の3か月前の日以降に発行されたもの。 ・証明書の発行については、公益財団法人暴力追放広島県民会議(TEL082-511-0110)にお問い合わせください。
20	110円切手	○	○	※資格認定通知に使用します。

(○印は、提出が必須なものを示し、△印は該当する場合に提出が必要なものを示す。)

(注意点)

「注1」 障害者の雇用状況について

雇用義務の有無	要件	提出書類
・障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項の規定により、第2条第1項に規定する障害者(以下「障害者」という。)を雇用する義務のある者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和35年政令第292号)第9条に規定する障害者雇用率(2.5%)を達成した者	・障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)第8条の規定により公共職業安定所長へ報告した障害者雇用状況報告書(事業主控)の写し
・障害者を雇用する義務のない者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用している者	・障害者を1名以上直接的かつ恒常的に雇用していることを確認できる書類(①②両方必要、ともに写しで可) ①本人の身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳 ②本人の健康保険証等